

令和 8 年 7 月 2 7 日
四 国 森 林 管 理 局

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

- (1)東讃建設株式会社 香川県高松市鶴市町 5 7 3 - 4
- (2)株式会社えびす石材土木 香川県高松市牟礼町牟礼 1 0 5 9
- (3)株式会社村上組 香川県高松市東ハゼ町 8 7 7
- (4)株式会社白雪興産 香川県高松市池田町 4 3 9
- (5)株式会社野崎組 香川県高松市香川町大野 1 0 9 5 - 4
- (6)株式会社河野組 香川県高松市鶴市町 6 1 2 - 1
- (7)三栄工業株式会社 香川県高松市池田町 1 1 8 7 - 1
- (8)青葉工業株式会社 香川県高松市林町 4 7 5 - 1
- (9)株式会社誠良興業 香川県高松市春日町 1 2 9
- (10)株式会社北村組 香川県高松市東山崎町 1 1 2 2
- (11)大一工業株式会社 香川県高松市西ハゼ町 7
- (12)南部開発株式会社 香川県高松市勅使町 2 9 9 - 2

2 指名停止の期間及び措置対象区域

(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(9)(11)の者

令和 8 年 7 月 2 7 日～令和 8 年 9 月 2 6 日（2 か月）

(8)(10)(12)の者

令和 8 年 7 月 2 7 日～令和 8 年 8 月 2 6 日（1 か月）

四国森林管理局管内（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

3 指名停止の理由

香川県発注の特定土木一式工事の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして、令和 8 年 6 月 2 5 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 5 号（独占

禁止法違反行為）に該当するため。

4 工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

「工事請負契約指名停止等措置要領」

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が管轄する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内